

特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会表彰規程

平成 27 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 1 月 31 日改正

令和 3 年 5 月 19 日変更

特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会表彰規程(平成 19 年 4 月 10 日施行 N P O 法人北広島市体育協会表彰規程)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に関し、必要な事項を定め、もってスポーツの振興と普及に資することを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第 2 条 特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)が、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興等に寄与した者に対して行う表彰は、次の各号のとおりとする。

- (1) スポーツ優秀賞
- (2) スポーツ奨励賞
- (3) スポーツ功労賞
- (4) スポーツ善行賞
- (5) 周年事業における特別表彰

- 2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する表彰基準は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 前項第 3 号に規定する表彰基準は、別表第 2 のとおりとする。
- 4 前項第 4 号及び第 5 号に規定する表彰基準は、別表第 3 のとおりとする。

(推薦)

第 3 条 前条に規定する表彰の対象となる者(以下「候補者」という。)を推薦しようとする者は、毎年スポーツ協会が指定する期日までに、特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会表彰候補者推薦書(別記第 1 号様式)をスポーツ協会に提出しなければならない。

- 2 前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の候補者は、表彰しようとする年の 4 月 1 日前 1 年間において、別表第 1 及び第 2 に規定する基準に該当した者とする。前条第 1 項第 4 号及び第 5 号の候補者は、別表第 3 に規定する基準に該当した者とする。

(受賞者の決定)

第 4 条 第 2 条第 1 項各号の受賞者は、理事会において決定する。

(表彰の時期)

第 5 条 第 2 条第 1 項各号に規定する各賞の表彰は、賞状及び記念品を贈り、会長が行う。

- 2 表彰は、毎年 5 月に行う。ただし、特別の事情があるときは、変更することができる。

(表彰対象者の制限)

第6条 第2条第1項各号の表彰を受けた者は、再度当該表彰の対象としないものとする。ただし、団体にあつては、該当受賞後登録選手の3分の2以上に変更がある場合は、この限りでない。

3 第2条第1項第1号の表彰を受けた者は、同項第2号の対象としないものとする。

(受賞者名簿)

第7条 受賞者の氏名、名称その他必要な事項は、特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会表彰受賞者名簿(別記第2号様式)に登録し、保存するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

変更後の規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

表彰の種類	区分	要件	基準
スポーツ 優秀賞	個人	市民又は市民であった期間に受賞対象になる成績を収めた者	(1)全国規模のスポーツ大会において上位6位以内に入賞した者 (2)全道規模のスポーツ大会において上位3位以内に入賞した者
	団体	市民で組織している団体又は市内に所在地を有する職場、学校等で組織している団体	(1)全国規模のスポーツ大会において上位8位以内に入賞した団体 (2)全道規模のスポーツ大会において上位3位以内に入賞した団体
スポーツ 奨励賞	個人	市民又は市民であった期間に受賞対象になる成績を収めた者	(1)2振興局以上にまたがる規模のスポーツ大会において優勝若しくは準優勝した個人又は団体
	団体	市民で組織している団体又は市内に所在地を有する職場、学校等で組織している団体	(2)各種スポーツ競技において10年以上にわたって選手として活躍し、他の模範と認められる個人又は団体

備考

1 全国規模のスポーツ大会とは、国又は公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)に加盟する競技団体若しくは、これに準ずる団体(日本スポーツ協会未加盟の団体であっても、同一競技種目団体を総括している団体)が、主催又は共催するもので各都道府県の出場があるものとする。

ただし、出場者が少ない種目にあつては、個人の出場者数が12名以上、団体は16団体以上で実施されたものでなければならない。

- 2 全道規模のスポーツ大会とは、北海道又は公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「北海道スポーツ協会」という。）に加盟する競技団体若しくはこれに準ずる団体（北海道スポーツ協会未加盟の団体であっても、同一競技種目団体を総括している団体）が、主催又は共催するものとする。ただし、地区予選大会を経ないで行われたものについては、種目における個人の出場者数が6名以上、団体は6団体以上で実施されたものでなければならない。
- 3 2振興局以上にまたがる規模のスポーツ大会とは、北海道スポーツ協会に加盟する各地区の競技団体若しくはこれに準ずる団体（北海道スポーツ協会未加盟の団体であっても、同一競技種目団体を総括している団体）が主催又は共催するもので、2振興局以上から出場があるものとする。ただし、出場者が少ない種目にあつては、個人の出場者数が6名以上、団体は6団体以上で実施されたものでなければならない。

別表第2（第2条関係）

表彰の種類	区分	基準
スポーツ 功労賞	個人	(1) スポーツの振興に10年以上にわたって尽力し、功労顕著な個人又は団体
	団体	(2) 各種スポーツ競技において10年以上にわたって指導を行い、他の模範と認められる個人

備考

- 1 指導歴の年数は、前年の4月1日現在を基準とする。
- 2 基準第1号、第2号については、対象年齢を表彰する年の4月1日現在で満50歳以上の者とする。
- 3 基準第2号の指導歴には、審判歴を含む。

別表第3（第2条関係）

表彰の種類	区分	基準
スポーツ 善行賞	個人	北広島市のスポーツ振興のために、スポーツ協会に10万円以上の寄付又は、これに相当する行為を行った者
	団体	北広島市のスポーツ振興のために、スポーツ協会に30万円以上の寄付又は、これに相当する行為を行った団体
周年事業 における 特別表彰	個人	スポーツ協会へ多大な功績があり、役員を退いた個人